

# 情報通信振興部門の支援制度

- I 情報バリアフリー事業助成金制度  
(チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金制度)
- II 債務保証制度
- III 利子補給制度
- IV 情報通信ベンチャー支援センター

平成23年1月

(独)情報通信研究機構

# I 情報バリアフリー事業助成金制度

(チャレンジド向け通信・放送役務提供・開発推進助成金制度)



シーズ発掘



起業・スタート



事業拡大

# NICTの支援制度

研究開発

研究開発で資金が必要

- 先進技術研究開発助成金（テレコム・インキュベーション）
- 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成金
- 通信・放送融合技術開発助成金
- 国際共同研究助成金

助成型

民間基盤技術研究促進制度

委託費型

研究施設・設備を利用したい

けいはんなオープンラボ

事業化の資金が必要

通信・放送新規事業助成金

助成型

起業後の運転資金、設備資金が必要

身体障害者向け通信・放送役務提供・開発推進助成金

助成型

通信・放送新規事業に対する債務保証

債務保証型

テレコム・ベンチャー投資事業組合による出資

出資型

知財情報を収集したい

開放特許リスト

研究成果

研究者に技術的知識を身に付けさせたい

研究者受入れ

経営に必要な様々な知識を身につけたい

起業家経営塾

知的財産戦略セミナー

ネットワークを広げたい

情報交流ネットワーク

ビジネスマッチング先を探している

ビジネスプラン発表会

資金提供

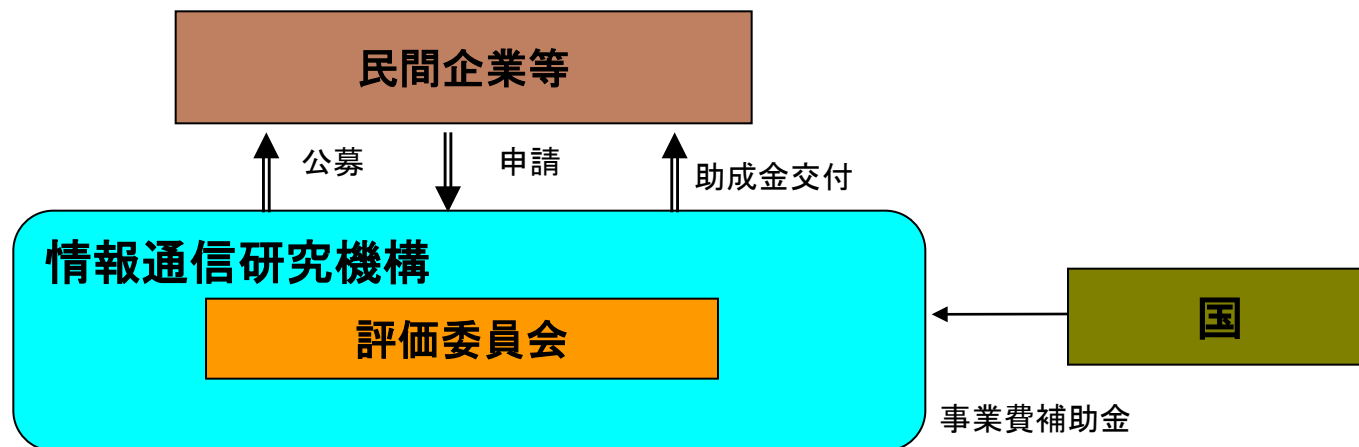
経営全般



# 1 制度の目的・概要

身体上の障害のために通信・放送役務を利用するのに支障のある人が、これを円滑に利用できるよう、通信・放送役務の提供又は開発を行う民間企業等に対して、情報通信研究機構が予算の範囲内で必要な資金の一部(1/2まで)を助成することにより、通信・放送役務に関する身体障害者(以下「チャレンジド」という。)の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資することを目的とします。

この事業は「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」(障害者利用円滑化法)第2条第4項第1号等に規定する事業です。





## 2 助成の対象

「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」及び「基本方針」の主旨に従い、次のような条件を満たす事業を選定します。

### ①「有益性」及び「波及性」

チャレンジドの通信・放送サービスの利用に関する利便の増進に著しく寄与するもの。具体的には、テレビジョン放送、電話、インターネット、携帯電話等、広く国民に普及している通信・放送サービスであって、その利用についてチャレンジドのニーズが高いもの。更に、事業実施の効果も全国に広く及ぶもの。

### ②補完・代替・アクセスの改善

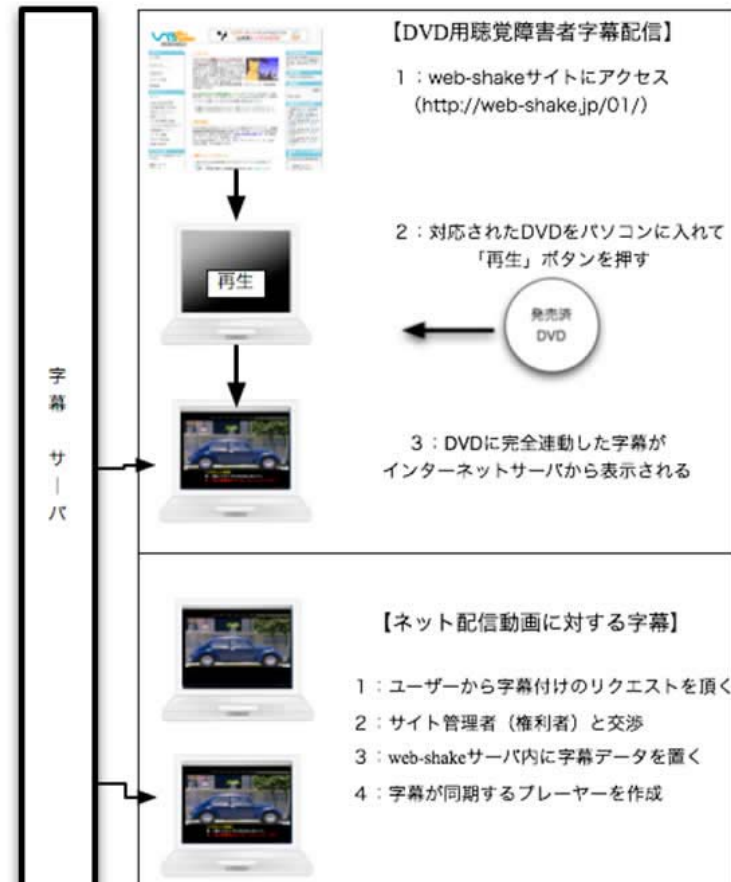
身体上の障害のために支障が生じている通信・放送サービスについて、チャレンジドがこれを円滑に利用できるようにするもの。具体的には、特定の通信・放送サービスの利用について身体上の障害のために困難が生じている場合に、そのサービスを実質的に利用可能にするために、これを補完し、代替し、又はそのアクセスの改善を図るもの。

この助成では、このようなサービスを提供するための経費、あるいはサービス提供事業を立ち上げるための開発経費が対象となります。申請者自身が自らサービスを提供することが前提となります。

# 「字幕配信サービス」(「補完」)

DVDの中に入っていない字幕  
(日本映画の日本語字幕など)  
を、ネットワークに接続された  
パソコンを利用して配信「補完」  
して、聴覚障害者でもDVDを楽  
しめるようにします。

(株式会社キュー・テック  
「インターネットを利用したDVD等  
の聴覚障害者用字幕の提供」)

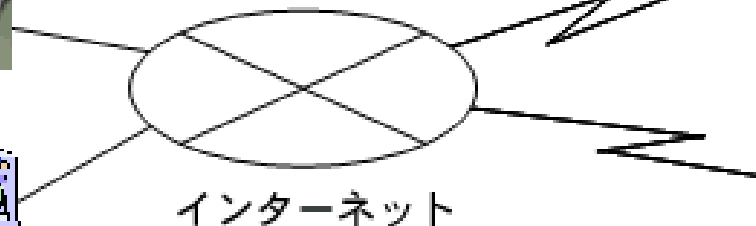


# 「録音図書配信サービス」(「代替」)

録音図書配信サービスでは、図書を朗読・録音しておき、利用者からの要求に応じて、インターネット経由で録音図書の音声をストリーミングで配信します。健常者はテキストでの情報入手が容易にできますが、このサービスでは視覚障害者は「代替」として音声での情報入手が可能になります。



東京と大阪に設置  
したサーバー



全国の  
利用者宅

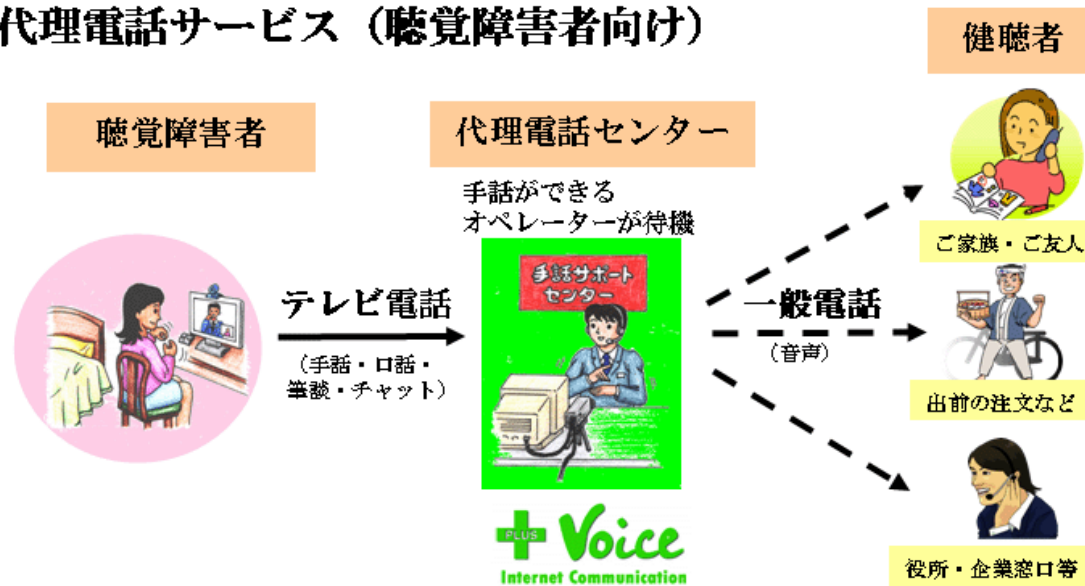


(社会福祉法人日本点字図書館「録音図書配信サービス」)

# 「電話リレーサービス」 （「アクセスの改善を図る」）

電話リレーサービスでは、聴覚障害者から健聴者への電話連絡を、サポートセンターのオペレータが仲介しアクセスの改善を図るサービスです。例えば、障害者が健聴者に話したい内容を、電話を使って、手話でオペレータに伝え、オペレータは障害者に代わり健聴者にその内容を電話で伝えます。また、健聴者からの回答をオペレータが手話で障害者に伝えます。

## 代理電話サービス（聴覚障害者向け）



（株式会社プラスヴォイス「代理電話サービス」）

### 3 助成対象の選定基準

- (1) 機構は、助成対象事業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項を基準として行います。
- ① 助成対象事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
  - ② 助成対象事業の内容が次の各要件に該当すること。
    - (ア) 有益性: 提供又は開発される通信・放送役務が、チャレンジの利便の増進に著しく寄与するものであること。
    - (イ) 波及性: 提供又は開発される通信・放送役務に関するチャレンジのニーズが高く、事業実施の効果が全国的に広く及ぶものであること。
  - ③ 助成対象事業に係る資金調達が自己のみによっては困難であること。
  - ④ 助成対象事業を的確に遂行するのに必要な経費のうち、自己負担分の調達に関して十分な能力を有すること。
  - ⑤ 助成対象事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (2) 助成希望者から提出された交付申請書を、情報通信研究機構内に設置された評価委員会において審査し、その結果を参考に機構が助成金の交付先を決定します。

## 4 助成金交付の対象となる経費

### (1) 助成金交付の対象となる経費(助成対象経費)

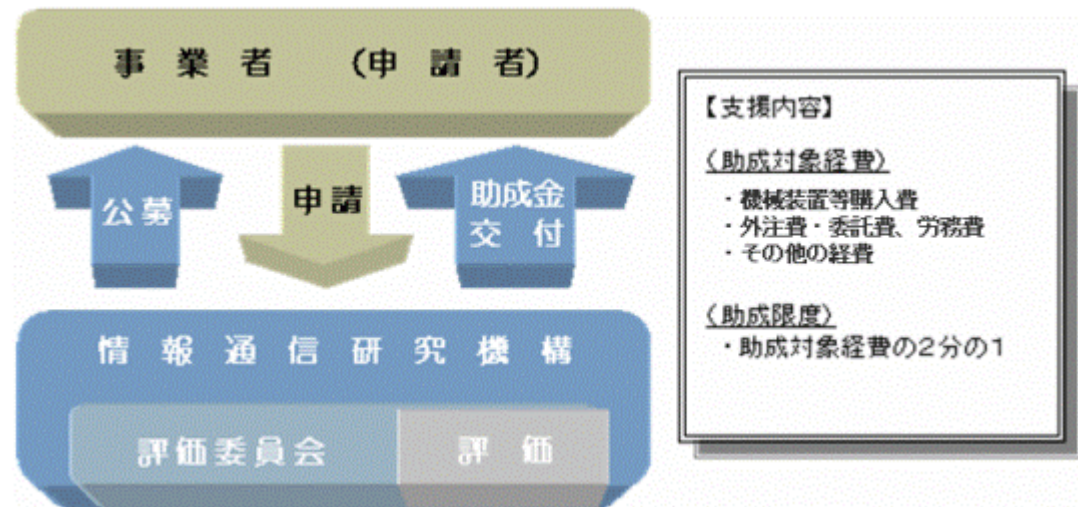
助成対象期間(助成金の交付決定の日から3月末日まで)において支出された経費であって、助成対象事業を行うために直接必要な経費のうち、情報通信研究機構が認めたものです。

### (2) 助成対象経費の費目

- I 機械装置等購入費
- II 外注費、委託費
- III 労務費
- IV その他の経費
  - 1 消耗品費
  - 2 諸経費

### (3) 助成金の限度額

助成対象経費の2分の1



## 5 申請から交付までのスケジュール (平成23年度予定)

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 公募期間    | 平成23年3月上旬～平成23年4月上旬予定 |
| (2) 助成金交付決定 | 平成23年6月中旬予定           |
| (3) 助成対象期間  | 交付決定の日～平成24年3月末まで     |
| (4) 実績報告書   | 平成24年3月末までに機構へ提出      |
| (5) 助成金の交付  | 平成24年4月下旬予定           |

### 公募のお知らせ

NICTホームページ(<http://www.nict.go.jp/>)の What's New に掲載予定。

## 6 助成実績(参考)

平成13～21年度は助成実績、22年度は交付決定

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
応募件数	28件	17件	17件	28件	19件	23件	22件	19件	21件	20件
助成件数	7件	9件	6件	8件	10件	12件	11件	9件	9件	9件
助成額	1億200万円	8,075万円	6,217万円	7,089万円	7,475万円	6,781万円	6,682万円	6,637万円	7,506万円	7,047万円

## 7 情報バリアフリーのための

### 情報提供サイト(参考) <http://barrierfree.nict.go.jp/>

本サイトは、障害者利用円滑化法の規定に基づき、総務省から補助金を受け運用しているサイトです。平成14年7月に当時の通信・放送機構(TAO)が開設以来、情報バリアフリー社会の実現に向けて、関連する情報を広く提供して来ました。年間アクセス件数は、平成21年度は約77万件。ウェブアクセシビリティを考慮した構成で障害者、高齢者にもアクセスし易いサイトを目指しています。

 情報バリアフリーのための情報提供サイト [サイトマップ](#) - [ヘルプ](#) - [お問い合わせ](#)  
  by Google

 独立行政法人  
情報通信研究機構

[トップ](#) [トピック](#) [通信・放送](#) [NICTの取組](#) [バリアフリー規格](#) [ウェブ](#) [行政の取組](#) [サイト紹介](#) [用語解説](#)

現在位置: [トップページ](#)

### 情報バリアフリーのための情報提供サイトへようこそ

情報バリアフリー社会とは、高齢者や障害のある方が情報通信を利用する上での障害(バリア)をなくし、全ての人が情報通信を利用できる社会を言います。身体障害のある方や高齢者のご自身、あるいはサービスや機器の開発・提供に携わる事業者の方々に、本サイトの情報を活用していただくよう期待しています。

▶ [情報バリアフリーについての詳しい解説はこちら](#)



#### 注目情報

横浜ベイスターズの石井裕也選手は、感音性難聴という障害を持っており、左耳は全く聞こえず、右耳も補聴器を使えばかすかに聞きとれる、という状況です。高校時代から「サイレントK」という愛称で親しまれ、三振を次々と奪っていく彼のプレイスタイルに、多くのファンが魅せられています。



## お問い合わせ先

〒184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

独立行政法人 情報通信研究機構

情報通信振興部門 情報格差対策グループ

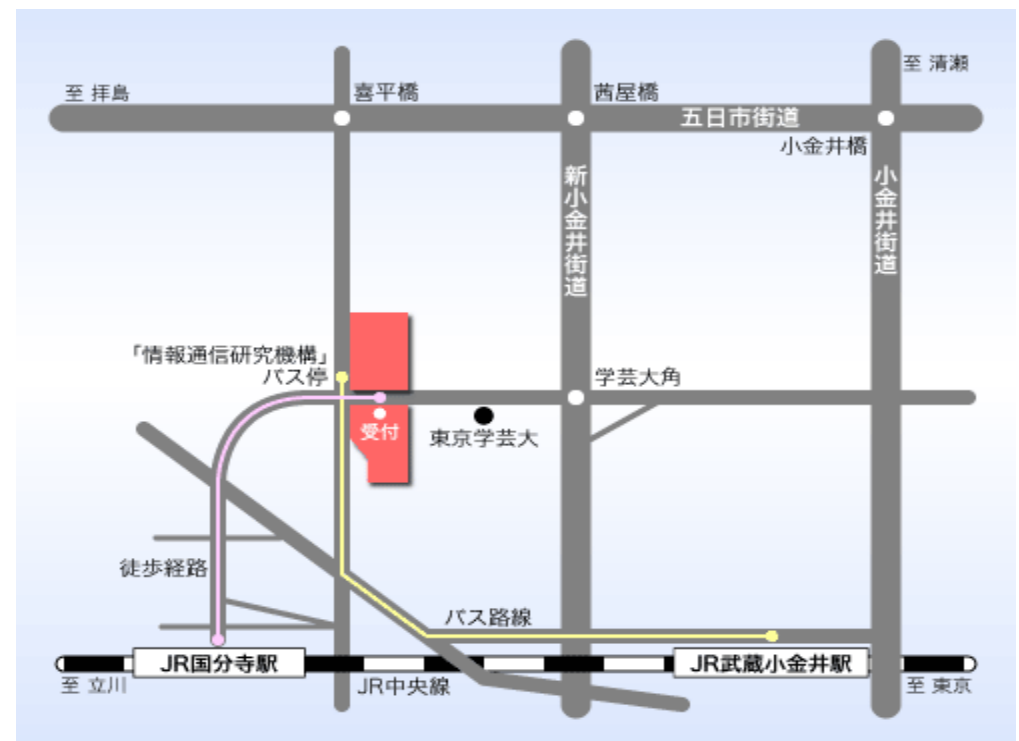
TEL 042-327-6022

FAX 042-327-5708

E-mail kakusa@ml.nict.go.jp

本助成金のホームページアドレス

<http://www2.nict.go.jp/v/v413/104/>



## Ⅱ 債務保証制度

# 債務保証制度のご案内

## ●対象事業

### 1 情報通信インフラストラクチャーの高度化のための債務保証

#### ●高度通信施設整備事業等(※)に対する債務保証

総務大臣の認定を受けた事業者が行う加入者系光ファイバ等の施設の整備に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入について、必要な資金の融通を支援するために情報通信研究機構(NICT)が債務の保証を実施。

(※)高度通信施設整備事業の他、基盤法に基づく信頼性向上施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業が債務保証の対象となっている。

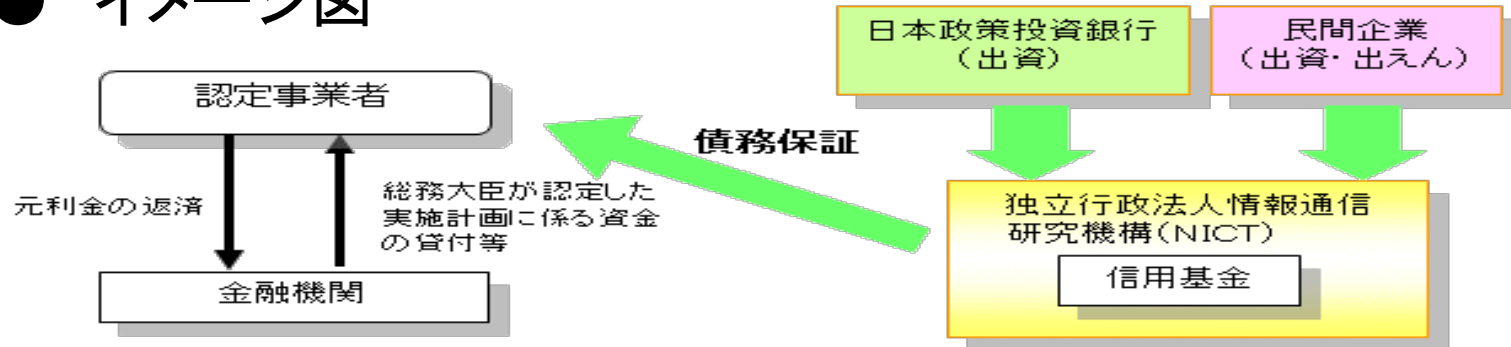
#### ●高度テレビジョン放送施設整備事業に対する債務保証

総務大臣の認定を受けた事業者が行う高度テレビジョン放送施設整備事業に対し、当該事業に必要な資金の融通を支援するために情報通信研究機構(NICT)が債務の保証を実施。

### 2 通信・放送新規事業に対する債務保証

- 総務大臣の認定を受けた事業者が行う新たなサービスを提供する事業(通信・放送新規事業)の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務の保証を情報通信研究機構(NICT)が実施。

## ● イメージ図



## ● 主な支援要件・内容

- (1) 支援の対象となり得る事業者: 総務大臣から事業の認定を受けている事業者。
- (2) 債務保証額: 1事業者あたり40億円(新規事業の場合12億円)以内(保証料: 年1.5%以内)
- (3) 保証期間: 10年以内(ただし、借入金の据置期間は3年以内)
- (4) 保証範囲: 社債及び借入金の元本・利息・損害金の合計額の80%以内

## ● 申請手続きについて

申請に当たっては、金融機関と事前に相談の上、金融機関を通じて申し込んでください。年間を通じて、随時申請を受け付けています。

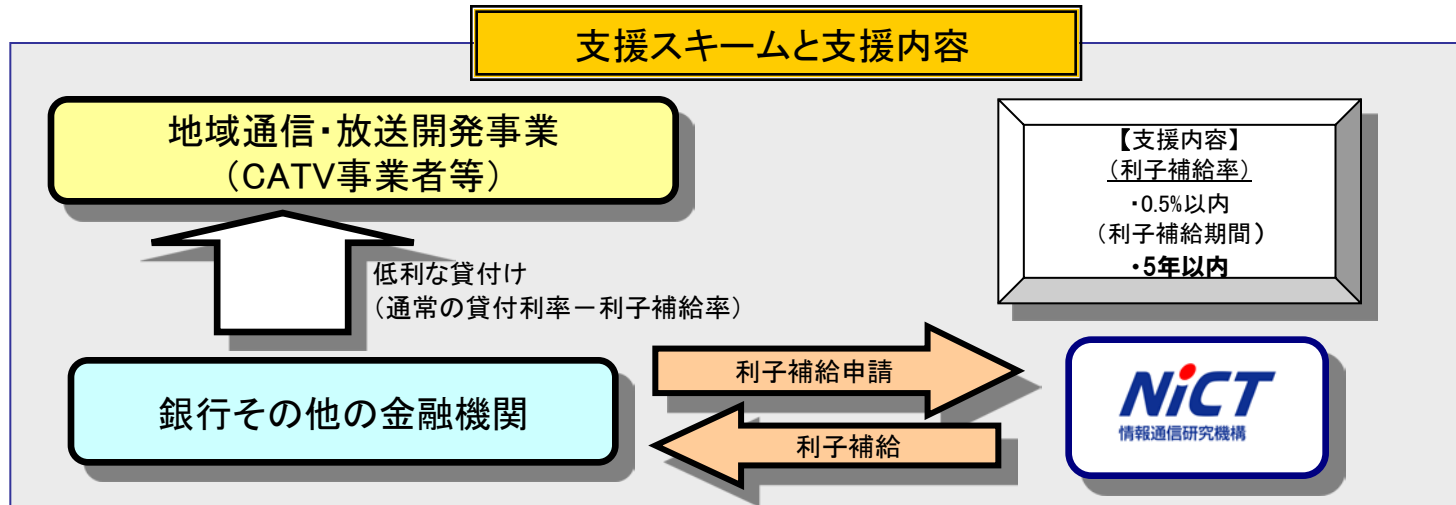
申請書様式、関係法規等は下記URLよりダウンロードすることができます。

<http://www2.nict.go.jp/v/v412/102/index1.html>

## Ⅲ 利子補給制度

## ○ 利子補給制度

大都市以外の地域において、電気通信の高度化に資する事業(地域通信・放送開発事業、具体的には東京都特別区・大阪市・名古屋市旧市街地以外において初めて導入されるCATV、地上デジタルテレビ中継局整備など)に対し、当該事業に必要な資金に係る金利負担の軽減を通じて支援するものです。



## ○ 支援の要件と内容

### 対象事業者の要件

利子補給を受けようとする事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- 1 地域通信・放送開発事業を行う地域が、次の地域以外であること。  
東京都の特別区 大阪市 名古屋市旧市街地
- 2 地域通信・放送開発事業に必要な資金は、総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関からの貸付けであること。(次頁参照)
- 3 前記1の地域において、これまで利用できなかった役務を提供する事業であって、地域的なレベルでの技術的な新規性のある事業であること。  
(例) 都市型CATV 地上デジタル放送中継局 コミュニティFM

### 対象資金

地域通信・放送開発事業に必要な資金を対象としています。

## 補給条件

- 1 利子補給率……0.5%以内
- 2 利子補給期間…5年以内
- 3 利払方法……6か月ごとの後払い(3月、9月の年2回)

## ○ その他

### 補給の決定

受給機関《総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関であって、利子補給金の支給に関して情報通信研究機構との間で約定書を締結することが必要です。》から利子補給金支給申請を受けて、情報通信研究機構において審査の上、決定いたします。

### 銀行その他の金融機関

総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関は、両省の告示により次のものが指定されています。

- (1) 銀行
- (2) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (3) 労働金庫及び労働金庫連合会
- (4) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- (5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- (6) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社商工組合中央金庫
- (9) 株式会社日本政策投資銀行
- (10) 沖縄振興開発金融公庫

★ 制度の利用に際して、事前に銀行等とNICT間で「約定書」の締結が必要です。

# IV 情報通信ベンチャー支援センター

<http://www.venture.nict.go.jp/>

# 情報通信ベンチャー支援

～情報提供・交流機会の提供①～ (トップページ)

## インターネット上での情報提供

### 情報通信ベンチャー支援センター

<http://www.venture.nict.go.jp/>

- NICTのベンチャー支援
- 経営・技術情報
- ICT関連のイベント・助成情報
- 連載・コラム
  - めざせ！成功ベンチャー
  - 情報通信ビジネスのトレンド
- ベンチャー支援ニュース配信 (メルマガ会員は4000名超)



### (イベント・助成情報)



# 情報通信ベンチャー支援 ～情報提供・交流機会の提供②～

## 情報通信ベンチャービジネスプラン発表会

情報通信ベンチャーに対して、「ビジネスプランの発表」や「製品・サービスPR」の機会を提供し、資金調達、業務提携等のビジネスマッチングを促進

発表者  
(ファイナリスト)



ベンチャーキャピタル、  
ICT系の大手企業等、  
200名超の来場者



メディア掲載等、認知度向上

出資、販路拡大等、多くの実績



22年度は、平成23年1月25日に品川グランドホールで開催。  
ファイナリスト企業12社による発表。基調講演は夏野剛氏。

# 情報通信ベンチャー支援

～情報提供・交流機会の提供③～

## 情報通信ベンチャー交流ネットワーク会

情報通信ベンチャー企業とNICTの研究者や大手企業等との交流を促進し、マッチングにつなげるため、少人数により、質疑応答を主とした交流ネットワーク会を開催

### 【22年度の開催テーマ事例】

○NICTの研究者による 最新の技術セミナー(研究開発状況や研究成果の紹介)

～光技術をコアに未来社会のネットワークを創造(新世代通信ネットワーク)～

～いつでも、どこでも、だれでも、何語でも自由にコミュニケーションができる環境を実現(音声・言語・知識処理)～

○通信キャリアのサービス紹介とベンチャーとの協業

～ドコモの法人向け位置情報サービス～

～iPhone4、iPadを活用したモバイルワークスタイルとシーン別・業界別での効果的な活用～

○ベンチャーキャピタルとのマッチング会